

平成27年度統計法施行状況報告の概要

1. 統計法施行状況報告とは
2. 基本計画の推進状況
3. 公的統計の作成等

平成28年6月
政策統括官（統計基準担当）

1. 統計法施行状況報告とは

統計法(平成19年法律第53号)に基づき、

- 1 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)を閣議決定(第4条第1項)
- 2 総務省(政策統括官)は、各府省による基本計画の推進状況や公的統計の作成状況等を毎年度取りまとめ、公表するとともに、総務省統計委員会に報告(統計法施行状況報告)(第55条第1項、第2項)
- 3 統計委員会は、報告内容に対して意見を述べることができる(各府省は評価結果を計画推進に反映)(第55条第3項)

(参照条文)

統計法

第4条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
 - 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

第55条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政 法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

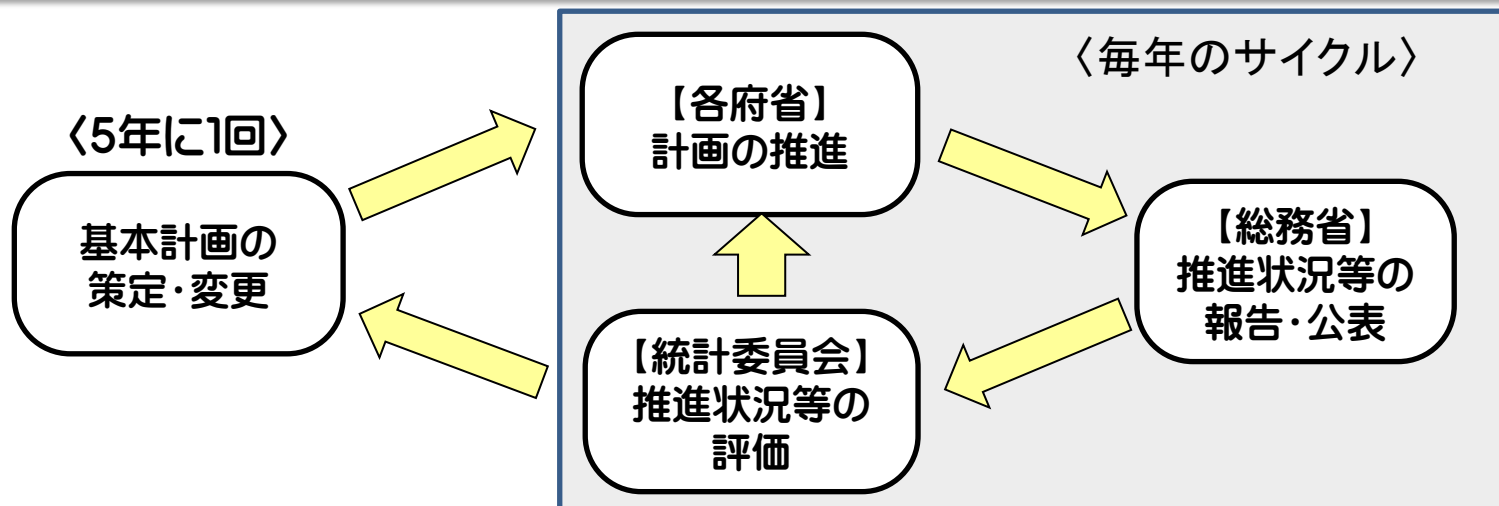
- 2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

○ 各府省は、平成26年3月に閣議決定された第Ⅱ期基本計画（平成26年度～30年度）の記載事項（全107事項）について、府省間の連携を図りつつ、各種取組を着実に推進

＜第Ⅱ期基本計画の記載事項例＞

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(略)			
1 経済関連統計の整備 (1) 国民経済計算の整備 イ 国際比較可能性の向上	◎ 2008SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。	内閣府	平成28年度末までに実施する。
(略)			
(2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備 ア 経済構造統計の整備	◎ 平成28年に実施される経済センサス-活動調査については、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上のため、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直しを行う。	総務省、経済産業省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
(略)			

統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進



2. 基本計画の推進状況

- 平成27年度末時点では、全107事項の9割以上について取組に着手済み。

【基本計画に記載された取組事項の着手状況(平成27年度末時点)】

	事項数 (A)	着手済 事項数 (B)	着手率 (B/A)
合計	107	100	93.5%
うち、平成26年度又は27年度 を着手期限とする事項	78	78	100%

平成27年度の主な取組実績

- ◇ 平成28年経済センサス-活動調査の実施に向けた調査計画の見直し(個人経営者向けの簡素化した調査票の作成等)〔総務省〕
- ◇ 学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計調査(縦断調査)の企画〔文部科学省〕
- ◇ オーダーメイド集計の利用条件の緩和(企業による研究利用の促進)〔総務省〕

3. 公的統計の作成等

公的統計の作成

◇ 基幹統計調査

- ・ 基幹統計の数：55統計
⇒ 基幹統計調査の27年度実施件数：38件

◇ 一般統計調査

- ・ 一般統計調査の数：227件
⇒ 一般統計調査の27年度実施件数：188件



統計調査の27年度実施件数
：226件

調査票情報、統計情報等の利用及び提供

◇ 調査票情報の提供

- ・ 27年度の利用件数：267件（公的機関による利用を除く。）

◇ オーダーメイド集計

- ・ 27年度末時点で、26調査（259年次分）が利用可能
- ・ 27年度の利用件数：22件

◇ 匿名データ

- ・ 27年度末時点で、7調査（43年次分）が利用可能
- ・ 27年度の利用件数：39件

◇ 統計情報の提供（e-Stat）

- ・ 27年度のアクセス件数：約5,734万件
- ・ 27年度末時点で、統計の登録数：534件、統計表の提供数：約64.2万表